別紙１

申請書提出にあたっての留意事項（令和８年 11 月 10 日時点）

（事業の実施に関する事項）

１　国予算を超える申請書の提出があった場合、国により国予算の範囲内で支給の調整が行われます。本調査への申請書の提出をもって給付金支給を確約するものではありません。

２　国が定める提出期限（※）までに申請書の提出がない場合には、本事業の支給対象外となります。本事業の活用を希望する場合は、必ず期限までに申請書の提出をお願いします。

※~~第１回申請受付期限：令和８年７月 14 日（火）~~※受付終了
~~第２回申請受付期限：令和８年９月 30 日（水）~~※受付終了
第３回申請受付期限：令和８年 11 月 30 日（月）

３　国の申請フォームから提出された申請書については、後ほど県において申請内容の審査を行います。県の審査において支給対象外となる可能性がございますので、予め御了承ください。

（事業の要件に関する事項）

４　給付金の支給対象となる病床は、以下のとおりです。詳細は別紙２の実施要綱を御確認ください。

① 令和７年 12 月 16 日から令和９年３月末日までに削減を行う病床
② 「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」により削減の意向を示しつつ、令和６年 12 月 17 日から令和７年９月 30 日までに削減を行った病床
③ 「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」において、病床を削減予定と報告し、削減を行った病床

５　支給対象の病床が地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業（単独支援給付支給事業）による給付金の支給を受けていた場合は、差額のみを支給します。

６　「令和７年度（令和６年度からの繰越）医療施設等経営強化緊急支援事業」における「２．病床数適正化支援事業」の支援対象となった病床は支給対象外となります。

７　産科・小児科病床の削減、同一開設者による病床融通、事業譲渡による病床削減、病床種別の変更等は、本事業の支給対象外となります。詳細は別紙２の実施要綱を御確認ください。

８　申請日時点において入院医療の受入れを行っていない場合等や、令和９年３月 31 日時点において廃院する予定の場合は支給対象外となります（地域医療構想調整会議において議論を行った上で削減するものは除く）。

また、令和９年３月 31 日時点において事業譲渡等を行う予定の場合は、本事業の支給対象外となります。

９　別紙３のQ&A（【その他】問５）において、都道府県における不採択の想定について記載されており、本県については、地域の医療提供体制等を確保する観点から、回復期病床の削減については、地域医療への影響が大きいことから本事業の支給対象外としますので、あらかじめ御了承ください。

（その他）

別紙３のQ&A（【留意事項】問６）において、介護医療院等他施設への転換のための減少についても本事業の対象となるとありますが、介護医療院については「鹿児島すこやか長寿プラン」における総量規制との整合を図る必要があることから、申請を行う前に県保健医療福祉課へ申請可能か確認を行うようお願いします。